

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和4年1月10日

許可の有効年月日 令和9年1月9日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破砕（移動式）施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 木くず

以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1（駐機場所）
（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年1月10日 新規許可

平成29年1月10日 更新許可

令和4年1月10日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場所)
破碎(移動式) (木くず) (平成23年4月6日 設置) (平成22年11月17日 許可) (許可番号 館福環-3278)	453.2 t/日	1	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12 地割字岩崎51番1(駐機場所)
破碎(移動式) (木くず) (平成31年4月1日 設置) (平成31年2月19日 許可) (許可番号 館福環-3390)	209.6 t/日	1	

別記2

移動式の破碎処理については、発生事業場内で行うこと。